

「かごしま黒豚」系統豚施設整備に関する基本計画策定支援業務委託プロポーザル  
質問書への回答

No.	質問項目	質問	回答
1	プロポーザル実施要領 別表1 様式10号 業務実績調書	参加申込者が再委託先または技術協力先として参画した業務の実績を記載することは可能でしょうか。また、記載可能な場合、元請としての実績と区別する必要があるか、ご教示ください。	参加申込者が再委託先等として参画した業務の実績を記載することは可能です。 なお、元請としての実績がある場合はその旨を記載ください。
2	プロポーザル実施要領 8 プロポーザルの手続等 (3)企画提案書等の提出	企画提案書の作成に当たり、使用するフォントの種類及び文字サイズについて、指定または制限がありましたらご教示ください。	文字フォントはMS明朝又はMSゴシック、文字サイズは原則、12ポイント以上とすること。 なお、図表の標題、図形、補足及び注釈等については、本文の文字サイズ以下でも構わないが、極端なサイズは避けるなど円滑な審査に協力ください。
3	プロポーザル実施要領 10 審査方法等	審査(プレゼンテーション)において、会場に備え付けのプロジェクター及びスクリーンを使用することは可能でしょうか。また、持込み機材に関する制限等があれば併せてご教示ください。  併せて、提出した企画提案書の内容を抜粋したパワーポイント資料を使用することは可能でしょうか。なお、その場合、提出済み資料との内容重複や追加資料の取扱いについて制限があればご教示ください。	審査会場には、モニターを準備しますので、必要に応じて使用ください。 プレゼンテーション時にモニターを利用する場合は、パソコンは提案者側で準備ください。 なお、モニターの関係上、HDMI端子しか使えませんので、留意ください。  プロポーザル実施要領に記載のある通り、プレゼンテーションは提出した資料で行うこととしておりますので、企画提案書の内容を抜粋したパワーポイント資料で説明する場合は企画提案書の記載箇所をパワーポイント資料に明示ください。なお、資料の追加は認めておりませんので、留意ください。
4	プロポーザル実施要領 10 審査方法等	審査(プレゼンテーション)における、提案説明時間および質疑応答時間の目安についてご教示ください。	審査(プレゼンテーション)は、提案説明25分、質疑応答15分の計40分を目安にしております。

No.	質問項目	質問	回答
5	プロポーザル実施要領 10 審査方法等	審査(プレゼンテーション)への出席人数について、提案者側の人数制限がありましたらご教示ください。	審査(プレゼンテーション)は対面式で出席者は3名以内とします。
6	プロポーザル実施要領 4 参加資格要件	(6)に記載の納税要件に関し、参加申込書提出時に、都道府県税、消費税及び地方消費税に係る納税証明書の提出は必要でしょうか。必要な場合、提出様式や提出時期について併せてご教示ください。	提出様式については、別表1の様式3参加資格確認申請書の表中6において、本県の入札参加資格者登録名簿等に記載されていない者については、直近1年間の都道府県税に係る徴収金に滞納がないことの証明書、納税書「その3の3」(消費税及び地方消費税)の写しを添付と記載しております。なお、提出時期は参加申込書提出期限までとなります。
7	プロポーザル実施要領 8 プロポーザルの手続等 (3)企画提案書等の提出	見積書に添付する積算内訳書については業務内容ごとの費目・金額の内訳を記載すれば良いか、又は、人工(人日)等の詳細な内訳まで記載する必要があるのかご教示ください。	見積書の内訳については、人工(人日)等の詳細な内訳まで記載してください。
8	プロポーザル実施要領 10 審査方法等	審査員9名の所属や役職等の構成について可能な範囲でご教示ください。	審査委員は、畜産振興課に加え、建築の知識を有する者、養豚の試験研究機関、系統豚の維持・増殖業務を担う組織の職員で構成しております。
9	プロポーザル実施要領 5 参加要件	(4)の協定書について、任意の様式で良かったか、様式がある場合は様式をお示し頂けるか、ご教示ください。	別紙のとおりです。
10	プロポーザル実施要領 4 参加資格要件 別表1	共同事業体の結成を予定している場合は、共同事業体の代表企業のみでの提出で問題無かったですでしょうか。また、構成企業や構成員も全て提出する必要があったか、ご教示ください。	共同事業体の結成を予定している場合は、様式2～4は構成企業ごとに作成の上、提出ください。

## 参考様式

### 委託業務共同企業体協定書

#### (目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を協同連帯して営むことを目的とする。

- (1) 「かごしま黒豚」系統豚施設整備に関する基本計画策定支援業務委託（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「委託業務」という。）の受託
- (2) 前号に付帯する業務

#### (名称)

第2条 当共同企業体は、〇〇〇〇（以下「企業体」という。）と称する。

#### (住所)

第3条 企業体は、事務所を〇〇県〇〇市〇〇〇〇に置く。

#### (成立の時期及び解散の時期)

第4条 企業体は、〇〇年〇〇月〇〇日に設立し、第1条に規定する業務の委託契約の履行完了後3か月を経過するまでの間は解散することができない。

- 2 企業体は、第1条に規定する業務を受託することができなかつたときは、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る業務委託が締結された日に解散するものとする。

#### (構成員の住所及び名称)

第5条 企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所  
商号又は名称  
代 表 者

住 所  
商号又は名称  
代 表 者

【※以下構成員を列記】

#### (代表者の氏名)

第6条 企業体は、〇〇〇を代表者とする。

#### (代表者の権限)

第7条 当共同企業体の代表者は、第1条に規定する業務の履行に関し、企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって業務委託代金の請求、受領及び企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

#### (構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は次のとおりとする。ただし、当該業務委託について発注者と契約内容の変更増減があつても、構成員の出資割合は変わらないものとする。

商号又は名称 〇〇 %  
商号又は名称 〇〇 %

【※以下構成員を列記】

- 2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上構成員が協議して評価するものとする。

#### (運営委員会)

第9条 企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに第1条に規定する業務に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、業務の完遂に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、第1条に規定する業務の委託契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 企業体の取引金融機関は、〇〇銀行〇〇支店とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 企業体は、第1条に規定する業務の完了後、当該業務について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果、利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果、欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の禁止)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできないものとする。

(業務途中における構成員の脱退)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ企業体が第1条に規定する業務の完了する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して第1条に規定する業務を完成するものとする。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じても、脱退構成員への利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第17条 企業体は、構成員のいずれかが、第1条に規定する業務において重要な義務の不履行その他の除名にし得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第18条 構成員のうちいずれかが、第1条に規定する業務途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(代表者の変更)

第19条 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者として責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とするものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第20条 企業体が解散した後においても、第1条に規定する業務につき、瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 21 条 この協定書に定めのない事項については、別途定めるものとする。

〇〇〇〇外〇社は、上記のとおり、〇〇（名称）を結成したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各構成員が記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代 表 者

住 所  
商号又は名称  
代 表 者

【※以下構成員を列記】